

「酷暑乗り切り緊急支援」に伴うガス料金・電気料金の値引きについて

平素より日高都市ガスのガス・電気をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当社は、経済産業省の「酷暑乗り切り緊急支援（以下、「本事業」）」*に伴い、値引きを実施することといたしました。

なお、お客さまが本事業による値引きを受けるにあたって、お客さまご自身でのお手続きや当社へのご連絡は不要です。

*：本事業の概要は経済産業省ホームページ（<https://denkigas-gekikenkanwa.go.jp/>）でご確認ください。

1. 値引き単価および適用月

下表の金額をお客さまのガス料金・電気料金より値引きいたします。

ガス料金	・2024年9月～2024年10月検針分まで：1m ³ ご使用につき17.5円（税込み） ・2024年11月検針分：1m ³ ご使用につき10.00円（税込み） ただし、年間契約量が1,000万m ³ 以上のお客さま、発電事業を営むお客さま（売電分）は対象外となります。
電気料金	低圧電気をご契約のお客さま ・2024年9月～2024年10月検針分まで：1kWhご使用につき4.0円（税込み） ・2024年11月検針分まで：1kWhご使用につき2.5円（税込み）

※上記の電気料金（低圧電気）のうち、需給開始日と需給開始日以降到来する検針日が同月となる場合は、その電気料金には前月下旬に確定する燃料価格を適用するため、翌月検針分の電気料金に適用される値引きを適用。

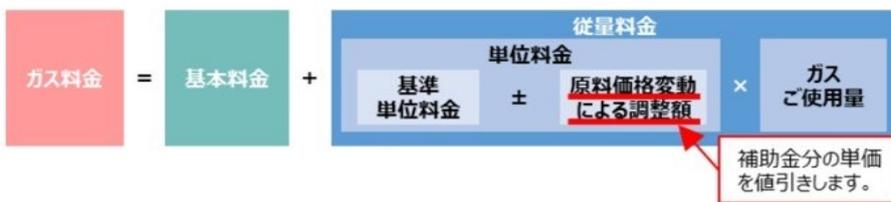
（例：2024年10月1日需給開始、10月10日検針の場合、その電気料金には2.5円/kWhの値引きを適用。）

2. 標準家庭における影響額

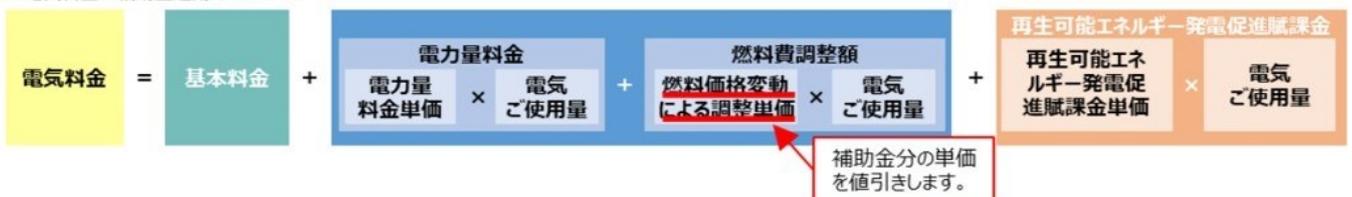
年月	2024年9月・10月検針分	2024年11月検針分
ガス料金	17.5円×30m ³ = 525円	10.0円×30m ³ = 300円
電気料金(低圧)	4.0円×400 kWh = 1,600円	2.5円×400 kWh = 1,000円

3. 値引きのイメージ

<ガス料金の激変緩和対策による値引き適用イメージ>



<電気料金の補助金適用イメージ>



4. 値引きの確認方法

値引きは、毎月の検針票（ガス）・電気ご請求書でご確認をお願いいたします。

毎月お客さまへお配りする検針票・電気ご請求書は、補助金分を予め値引きした単価にて算定した料金を掲載*いたします。

補助金分として値引きした金額は「①補助金による値引き単価」×「②ご使用量」にて計算できます

*ガスは、「従量料金」に補助金分を差し引いた金額を掲載いたします。

電気は、「燃料費調整額」に補助金分を差し引いた金額を掲載いたします。

お客さまの検針月は、毎月の検針票における「ガス検針日」及び「電気ご請求書」の「電気検針日」よりご確認ください。

<お問い合わせ先>

■当社窓口 042-989-4041 受付時間 月～金 9:00～17:00（平日のみ）